

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育などのサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所への(ファックスは☎922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所)、電子メールはinfo@city.muko.kyoto.jp)にお送りください。
※ファックス、郵便物、電子メールには、市役所のどこの課(担当課名)へのものかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは無料でご参加いただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

図書

はるやすみおはなし会 プラス コンサート

絵本によるおはなし、ストーリーテリング、紙しばい、CDによるミニ・コンサート

- 日時/3月23日(木)午前10時30分~11時30分 午後2時~3時
- 場所/図書館
- 対象/4歳~小学生、各100人
- 整理券/図書館1階カウンターで整理券を配布しています。定員になり次第締め切ります。
- ※会場には保護者の方はご入室になれません。
- ☎図書館☎931-1181

スポーツ

エアロビクス教室(初級)

- 日時/4月25日~7月11日の火曜日10回、午後7時~8時
- 対象/18歳以上の方50人(保護者同伴の18歳未満も可)
- 参加費/5,000円
- 保育/1歳半~就学前のお子さん10人。定員になり次第締め切ります。
- 申込み/3月28日(火)午前10時から市民体育館事務室に参加費を添えて。定員になり次第締め切ります。
- ☎市民体育館☎932-5011

サービス情報

教育

向日市子ども会育成連絡協議会本部役員募集

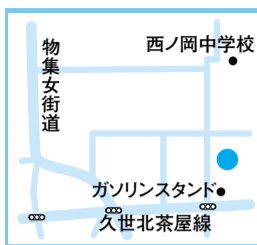
市内の子ども会相互の連絡を密にし、各子ども会の健全な運営と発展を図ることを目的としています。

- 募集人数/若干名
- 資格/①向日市在住の18歳以上の方
- ②子ども会活動に理解・関心のある方
- ③子どもの好きな方
- 応募方法/3月15日(水)~3月31日(金)向日市子ども会育成連絡協議会事務局・教育委員会生涯学習課青少年係(内線351、電子メール:gakusyu@city.muko.lg.jp)へ。

市民健康農園

「物集女菜園」利用者募集

- 場所・区画数/物集女菜園(西ノ岡中学校南側)約40区画
- 面積/1区画約15m²
- 賃料/5,500円
- 期間/平成18年5月1日~平成19年3月31日



- 対象/向日市在住の20歳以上(4月1日現在)で、徒歩または自転車で利用可能な方
- 申込み/3月24日(金)(消印有効)までに、往復ハガキで申込み(往復ハガキ以外は受付できません)。

■往復ハガキ記入方法■

- 往信用(表)には「〒617-8665 向日市役所産業振興課宛」(裏)には「物集女菜園利用申込み」「住所・氏名・生年月日・電話番号」
- 返信用(表)には「住所・氏名」(裏)には何も書かないください。

※注意/市民健康農園「第2上植野菜園」を利用されている世帯はお申込みになれません。また、同一世帯で複数はお申込みになれません。

※抽選日/申込者が予定区画数を越えた場合は公開抽選となります。抽選は、4月12日(水)午後2時から市民会館で行います。詳しくは、返信ハガキで通知します。申込み後、返信ハガキが届かない場合は、産業振興課農政係(内線238)までご連絡ください。

医療

母子医療の期間延長となる方は申請を

受給者証の有効期限が平成18年3月31日までの方で、平成18年4月以降も高等学校に在籍される方は、在学証明書・健康保険証・母子医療受給者証・印鑑を持って期間延長の手続きをしてください。
☎健康推進課医療係(内線342)

税

固定資産税の縦覧

平成18年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。課税の基礎となる評価額などが記載されていますので、内容を十分ご確認ください。

- 期間/4月3日(月)~5月31日(水)午前8時30分~午後5時(土・日・祝日除く)
- 場所/税務課固定資産税係
- 縦覧できる方/納税義務者本人か納税管理人および代理権を有する代理人(委任状が必要)
- 縦覧に必要なもの/印鑑、前年度の納税通知書(ない場合は、縦覧する方本人であることが確認できる書類)
※評価額に不服のある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。期間は4月3日から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで。
- ☎税務課固定資産税係(内線225、255)

納め忘れていた市税などはありませんか

「あなたの滞納 みんなの迷惑」

特別収納強化月間を実施します

市では、未収の市税などの収納率の向上を図るため、特別収納強化月間を実施します。

■特別収納強化月間■

- 期間/平成18年3月22日(水)~3月31日(金)(土曜日・日曜日を除く)
- 対象/市税、国民健康保険料、介護保険料、水道料金など
- お問い合わせ
【市税】税務課収納係(内線203、274)
【国民健康保険料、介護保険料】
保険年金課収納係(内線245、257)
【水道料金】
営業課お客様係(内線803、805、806)

自転車の迷惑・危険運転追放運動

自転車のわがまま 気まま 事故のもと



■自転車に乗ったらあなたもドライバー■

自転車は「車の仲間」です。ルール違反をすると罰則があります。交通ルールを守り、安全運転をしましょう

【自転車の主な罰則】

- 信号無視...3月以下の懲役・5万円以下の罰金
- 並進走行...2万円以下の罰金・科料
- 無灯火運転...5万円以下の罰金
- 二人乗り...2万円以下の罰金・科料
- 一時不停止...3月以下の懲役・5万円以下の罰金
- 安全運転(運転中の携帯電話での通話やメールなど)故意に違反すると...3月以下の懲役・5万円以下の罰金
- 酒酔い運転...3年以下の懲役・50万円以下の罰金

※前田地下道(森本町)などの歩道を通行する場合は、必ず自転車を降りて通行してください。



自転車利用マナー一度をチェックしてください

あなたのマナーはどうですか?

- ①決められたところに正しく駐輪している
- ②幼児を2人以上補助イスに乗せていない
- ③信号をいつも守っている
- ④走行中に携帯電話・メールは使用しない
- ⑤並んで走行しない
- ⑥車道では、左側端を走行している
- ⑦2人乗りはしない
- ⑧「止まれ」の標識のある場所では、必ず止まって左右の安全を確認している
- ⑨駐停車車両を避ける場合、安全を確認している
- ⑩歩道では降りて走行し、歩行者の通行を妨げないようにしている

※①~⑩の番号で対応します。

【○が多い方】自転車利用の上級者です。これからも油断をせず、交通ルールを守りましょう。

【△が多い方】注意。自転車利用のマナーアップを心掛けて、いつも交通ルールを守られるように努力しましょう。

【×が多い方】危険!自転車利用のマナーアップが必要です。今すぐ交通ルール・マナーを再認識しましょう。

☎環境政策課市民安全係(内線235)